

板橋区営住宅等及び改良住宅施設指定管理者の選定に関する要綱

(平成 18 年 8 月 8 日 区長決定)

(平成 20 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 25 年 5 月 15 日 一部改正)

(平成 25 年 10 月 18 日 一部改正)

(令和 2 年 2 月 6 日 一部改正)

(令和 5 年 5 月 12 日 一部改正)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、板橋区営住宅及び当該共同施設（以下「区営住宅等」という。）並びに板橋区改良住宅及び当該共同施設（以下「改良住宅施設」という。）の指定管理者となるべき団体（以下「指定管理者候補団体」という。）の選定について必要な事項を定めることを目的とする。

(選定委員会の設置)

第 2 条 指定管理者候補団体を選定するため、板橋区営住宅等及び改良住宅施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(選定対象)

第 3 条 委員会は、東京都板橋区営住宅条例（平成 9 年板橋区条例第 40 号。以下「区営住宅条例」という。）第 45 条の 2 第 2 項及び東京都板橋区改良住宅条例（平成 15 年板橋区条例第 40 号。以下「改良住宅条例」という。）第 43 条の 5 第 2 項の規定により申請した団体（以下「申請団体」という。）の中から指定管理者候補団体の選定を行うものとする。

(組織及び委員の構成)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員 6 人をもって組織する。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 住宅行政について見識を有する者 | 2 人 |
| (2) 区営住宅使用者又は改良住宅使用者 | 2 人 |
| (3) 板橋区職員 | 2 人 |

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は板橋区職員以外から互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から、選定した指定管理者候補団体が板橋区と板橋区営住宅等及び改良住宅施設の管理に関する協定を締結した日までとする。
- 6 第 1 項第 2 号の委員は、第 9 条第 2 号の審査のみ行うものとする。

(委員の責務)

第 5 条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、直接、間接を問わず、申請団体による申請に関与してはならない。
- 3 委員が当該申請に関与したことが判明したときは、委員会は、当該委員を当該審査

から除外することができる。

- 4 委員は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、区長又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開催することができない。ただし、第9条第1号の審査に係る委員定数は、第4条1項第2号の委員数を除くものとする。

- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(所掌事務)

第7条 委員会は、次条の選定の基準に照らし、区営住宅等及び改良住宅施設の管理を行わせるに最も適当と認める団体（第一位）と次に適当と認める団体（第二位）を指定管理者候補団体として選定し、区長に報告するものとする。

- 2 委員会は、前項の規定による選定及び報告以外の事項について、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができる。

(選 定)

第8条 指定管理者候補団体の選定は、区営住宅条例第45条の2第3項及び改良住宅条例第43条の5第3項に掲げる選定の基準につき、都市整備部長が定める選定項目を評価の対象として行うものとする。

(審査方法)

第9条 委員会は、前条の選定に係る審査を次のとおり行う。

- (1) 第一次審査は、前条の選定項目について書類により審査する。審査の結果、評価の高い団体を選定する。ただし、第一次審査により選定する団体は、5団体以内とする。
- (2) 第二次審査は、前条の選定項目について、前号の規定により選定された団体によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。審査の結果、評価の最も高い団体を候補団体として、ついで評価の高い団体を次点として選定する。

(提出書類による選定)

第10条 区長は、第3条の規定によらず、現に区営住宅等又は改良住宅施設の指定管理者の指定を受けている団体が、新たに設置される区営住宅等又は改良住宅施設の指定管理者の指定を受けるため、東京都板橋区営住宅条例施行規則（平成10年板橋区規則第34号）第45条又は東京都板橋区改良住宅条例施行規則（平成16年板橋区規則第14号）48条に規定する指定管理者指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請したときは、当該書類を審査することにより、指定管理候補団体を選定することができる。

- (1) 法人が存在している公的な証明書
- (2) 申請団体の財務状況がわかるもの
- (3) 現に管理している区営住宅等又は改良住宅施設の管理状況及び管理実績がわか

るもの

(4) 区長が必要と認めるもの

2 前項に規定する審査により区長が適当と認めたときは、当該団体を指定管理者候補団体とする。

(指定期間)

第 11 条 前条の指定管理候補団体の指定期間は、現に指定管理者の指定を受けている区営住宅等又は改良住宅施設の指定期間の残りの期間とする。

(提出書類による選定の適用について)

第 12 条 第 10 条の適用は、区営住宅等又は改良住宅施設を一体的に管理している場合に適用する。

(庶 務)

第 13 条 指定管理者候補団体の選定に関する庶務は、都市整備部住宅政策課が処理する。

(委 任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、指定管理候補団体の選定に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 0 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 12 日から施行する。